

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	平成26年2月10日
【会社名】	株式会社ハチバン
【英訳名】	HACHI-BAN CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 後藤 四郎
【本店の所在の場所】	石川県金沢市新神田一丁目12番18号
【電話番号】	076-292-0888（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 管理部長 酒井 守一
【最寄りの連絡場所】	石川県金沢市新神田一丁目12番18号
【電話番号】	076-292-9950（直通）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 管理部長 酒井 守一
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 767,578,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,526,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は1,000株であります。

(注) 1. 平成26年2月10日(月)に開催された取締役会決議によります。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分(以下「本自己株式処分」という。)により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

3. 振替機関の名称及び住所

名称: 株式会社証券保管振替機構

住所: 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	1,526,000株	767,578,000	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	1,526,000株	767,578,000	-

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
503	-	1,000株	平成26年2月27日(木)	-	平成26年2月28日(金)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3. 申込みの方法は、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に後記(4)払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

4. 払込期日までに、本普通株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本自己株式処分に係る割当は行われないこととなります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ハチパン 管理部	石川県金沢市新神田一丁目12番18号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社北陸銀行 金沢支店	石川県金沢市南町5番28号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
767,578,000	1,200,000	766,378,000

(注) 1. 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の内訳は、有価証券届出書等の書類作成費用等の概算であります。

(2)【手取金の使途】

本自己株式処分につきましては、「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、割当予定先である株式会社リンガーハットとの資本業務提携(以下「本提携」という。)の一環として行うものであり、上記差引手取概算額766,378,000円については、全額を平成26年2月に同社の普通株式(自己株式)の取得に充當いたします。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社リンガーハット	
	本店の所在地	長崎県長崎市鍛冶屋町 6 番50号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第49期 （自 平成24年 3月 1日 至 平成25年 2月28日） 平成25年 5月24日関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度 第50期第 1 四半期 （自 平成25年 3月 1日 至 平成25年 5月31日） 平成25年 7月12日関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度 第50期第 2 四半期 （自 平成25年 6月 1日 至 平成25年 8月31日） 平成25年10月15日関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度 第50期第 3 四半期 （自 平成25年 9月 1日 至 平成25年11月30日） 平成26年 1月14日関東財務局長に提出	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

（注） 提出者と割当予定先との関係は、平成26年 2月10日現在におけるものであります。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、昭和42年に石川県加賀市にラーメン店を開業して以来、「8番らーめん」の直営及びフランチャイズチェーン展開を中心に業容を拡大し、平成25年12月20日現在で8番らーめんチェーン店を248店舗（内北陸を中心に国内136店舗、タイ王国を中心に海外112店舗）、和食店舗11店舗、総店舗数259店舗を展開するとともに、外販事業として生麺及び生冷凍餃子を国内各地の量販店等に販売しております。また、タイ王国の関連会社においてスープ・エキスの製造及び販売を手掛けております。

割当予定先である株式会社リンガーハットは、昭和37年に長崎県長崎市にとんかつ店を開業して以来、昭和49年から長崎の郷土料理である長崎ちゃんぽんのチェーン展開を開始し、昭和62年からは創業業態であるとんかつのチェーン展開を加えて順調に業容を拡大し、平成25年11月30日現在で「長崎ちゃんぽんリンガーハット」を542店舗（内国内533店舗、海外9店舗）、「とんかつ浜勝」を104店舗、長崎郷土料理店の「長崎卓袱浜勝」を1店舗、計647店舗を展開しております。

両社ともに製造工場やセントラルキッチンを持ち、製造から販売まで一貫してお客さまに安心安全で高品質な食の提供をめざした経営を行っております。

外食産業の市場規模は平成9年の29兆702億円（注）をピークに縮小傾向にあり、平成24年の統計データでは23兆2,386億円（注）にまで落ち込んでおります。これは消費者の食に対するニーズが多様化し、中食、内食との競合が激化しているためであり、近年ではコンビニエンスストアを含めた小売業全体で業種を超えた競争状態となっており、収益構造の改革を迫られる厳しい状況が続いております。

このような厳しい外食産業の環境の中で成長を続けるためには、未出店地域への店舗網の拡大及び事業効率の向上が有効であると考えております。そこで、互いの未出店地域に店舗網を有しており、創業以来ともに麺類チェーン店を主体としている両社が、協力体制を構築し、経営ノウハウ及び経営資源等を相互活用することはそれぞれの企業価値向上を図る上で有効であると考え、本提携を行うことといたしました。なお、両社は平成25年以降これまで、相互の工場の見学や販売資材の調達等で一定の協力関係を構築し、信頼関係を深めてまいりました。本提携は当該両社の関係を一段と強固にするものと考えております。

当社は、本提携を通じて、株式会社リンガーハットの全国に展開する事業基盤を活かした8番らーめんの国内出店地域の拡大及び同社の有するフードコート店舗形態の運営ノウハウを取り入れた多様な店舗展開の推進等をしてまいります。また、株式会社リンガーハットは、本提携を通じて、当社の事業基盤を活かしたタイ王国への店舗展開及び同社の製造工場の活用並びに同社の未出店地域である北陸地方への店舗展開等を推進してまいります。更に、両社は、本提携を通じて、製造ノウハウ及び仕入情報等の共有並びに共同仕入を行うことにより、事業効率の向上も推進してまいります。

本自己株式処分は、本提携の一環として両社が相互の株式を保有することで本提携の効果を確実に実現することを目的とするものであり、同社を本自己株式処分の割当先といたしました。

なお、本提携は、互いの主体性を尊重することでこれまでに培われた両社の強いブランドを維持し、かつ、更に両社の事業基盤を相互に活用して行くことができる方法として、対等の精神に基づく将来的な共同株式移転による持株会社(以下「共同持株会社」という。)を設立する方法による経営統合を視野に入れて協議を進めることを前提としており、両社は業務提携の詳細と将来的な共同持株会社設立に関する協議を行うためのプロジェクトチームを平成26年2月10日付で結成いたしました。

合意した主な提携内容は以下のとおりであります。

- (1) 未出店地域への新規出店及び既存店舗の業態変更の共同展開及び協力
- (2) 国内及び海外での外食事業運営ノウハウの相互活用
- (3) 生産技術、生産設備及び物流拠点の相互活用
- (4) 共同仕入等による食材・包材・資材・消耗品等の調達が多様化及び効率化
- (5) 人材交流による組織の活性化

(注) 出典：公益財団法人 食の安全・安心財団 附属機関 外食産業総合調査研究センター

d. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 1,526,000株

e. 株券等の保有方針

割当予定先から、資本関係の一層強化の趣旨を鑑み、継続的に保有する方針であることを確認しております。

また、当社は、割当予定先が払込期日から2年間において、当該割当株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び譲渡株式数等の内容を直ちに書面にて当社へ報告すること、当社が当該報告に基づく報告を株式会社東京証券取引所に行い、当該報告の内容が公衆の縦覧に供されることに同意することについて、割当予定先から払込期日までに確約書を取得する予定であります。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である株式会社リンガーハットの直近の四半期報告書(平成26年1月14日提出)における財務諸表により、本自己株式処分の払込みに要する財産を保有しているものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先である株式会社リンガーハットは、株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しており、株式会社東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書において、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を公表しております。また当社は、割当予定先から、割当予定先及び割当予定先の役員が反社会的勢力等に該当しない旨の表明を受けております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 処分価格の算定根拠及びその合理性に関する考え方

処分価格につきましては、本自己株式処分に係る取締役会決議日(以下「本取締役会決議日」という。)の直前営業日(平成26年2月7日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値503円としております。

当該処分価格は、本取締役会決議日の直前1ヶ月間(平成26年1月8日から平成26年2月7日まで)の終値の平均値である461円(円未満切捨て)に対しては、9.11%のプレミアム、同直前3ヶ月間(平成25年11月8日から平成26年2月7日まで)の終値の平均値である409円(円未満切捨て)に対しては、22.98%のプレミアム、同直前6ヶ月間(平成25年8月8日から平成26年2月7日まで)の終値の平均値である393円(円未満切捨て)に対しては、27.99%のプレミアムであり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」を勘案し、割当予定先と協議のうえ決定したものであり、特に有利な処分価格には該当しないものと判断いたしました。

上記処分価格につきましては、取締役会に出席した監査役4名(うち4名は社外監査役)が、特に有利な処分価格には該当しない旨の意見を表明しております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模に合理性があると判断した根拠

本自己株式処分により、株式会社リンガーハットに対して割当てる株式数は1,526,000株であり、本自己株式処分前の当社普通株式の発行済株式総数16,040,558株の9.51%(総議決権数14,328個に対する割合10.65%)に相当し、これにより、一定の希薄化が生じます。しかしながら、当社といたしましては、本自己株式処分は本提携の一環として行うものであることから、当社の企業価値及び株式価値の向上に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
株式会社リンガーハット	長崎県長崎市鍛冶屋町6-50	-	-	1,526	9.63%
日本トラスティ・サービ ス信託銀行株式会社（信 託口4）	東京都中央区晴海1-8-11	756	5.28%	756	4.77%
株式会社北陸銀行	富山県富山市堤町通り1-2-26	733	5.12%	733	4.62%
ハチパン取引先持株会	石川県金沢市新神田1-12-18	594	4.15%	594	3.75%
麒麟麦酒株式会社	東京都中野区中野4-10-2	591	4.12%	591	3.73%
株式会社ジーエスシー	石川県金沢市高尾南2-130	509	3.55%	509	3.21%
日清製粉株式会社	東京都千代田区神田錦町1-25	375	2.62%	375	2.37%
株式会社新生銀行	東京都中央区日本橋室町2-4-3	298	2.08%	298	1.88%
明治安田生命保険相互会 社 (常任代理人 資産管理 サービス信託銀行株式会 社)	東京都千代田区丸の内2-1-1 (東京都中央区晴海1-8-12晴海 アイランドトリトンスクエアオ フィスタワーZ棟)	258	1.80%	258	1.63%
後藤 四郎	石川県金沢市	255	1.78%	255	1.61%
計	-	4,369	30.49%	5,895	37.18%

- (注) 1. 本第三者割当後の大株主の状況は、平成25年9月20日現在の株主名簿を基準として記載しております。
2. 上記の他、平成26年1月20日現在1,548,780株を自己株式として所有しており、割当後22,780株となります。
3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を、平成25年9月20日現在の総議決権数（14,328個）に、本自己株式処分により増加する議決権数（1,526個）を加えた数で除して算出した数値であります。
4. 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）の所有株式数756千株は信託業務に係る株式数であります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の第43期有価証券報告書及び第44期第3四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以降本有価証券届出書提出日(平成26年2月10日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成26年2月10日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2. 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」に記載の第43期有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成26年2月10日)までに、以下の臨時報告書を北陸財務局長に提出しております。

その内容は以下のとおりであります。

平成25年6月19日提出の臨時報告書

1 提出理由

平成25年6月18日開催の当社第43期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年6月18日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金2円

第2号議案 監査役3名選任の件

横山守、都築一隆、久池嗣生の3氏を監査役に選任するものであります。

第3号議案 役員賞与支給の件

取締役6名及び監査役4名に対し、役員賞与総額12,000千円(取締役分11,300千円、監査役分700千円)を支給するものであり、各取締役及び監査役に対する金額は、取締役については取締役会の決議に、監査役については監査役の協議に一任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

- ・ 総議決権の数(平成25年3月20日現在) 14,330個
- ・ 株主総会当日出席者を含めた議決権行使総数 10,330個

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	9,833	27	0	(注)1	可決(95.2%)
第2号議案				(注)2	
横山 守	9,839	21	0		可決(95.2%)
都築 一隆	9,827	33	0		可決(95.1%)
久池 嗣生	9,822	38	0		可決(95.1%)
第3号議案	9,805	55	0	(注)1	可決(94.9%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第43期)	自 平成24年3月21日 至 平成25年3月20日	平成25年6月18日 北陸財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第44期第3四半期)	自 平成25年9月21日 至 平成25年12月20日	平成26年1月27日 北陸財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（E D I N E T）を使用して提出されたデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年1月27日

株式会社ハチパン

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長坂 隆 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石田 勝也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ハチパンの平成25年3月21日から平成26年3月20日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成25年9月21日から平成25年12月20日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成25年3月21日から平成25年12月20日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ハチパン及び連結子会社の平成25年12月20日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

会計方針の変更に記載されているとおり、有形固定資産の減価償却方法については、従来、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)については定額法)を採用していたが、第1四半期連結会計期間より定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年 6月18日

株式会社ハチパン

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長坂 隆 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石田 勝也 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ハチパンの平成24年3月21日から平成25年3月20日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハチパン及び連結子会社の平成25年3月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ハチパンの平成25年3月20日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ハチパンが平成25年3月20日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年 6月18日

株式会社ハチパン

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長坂 隆 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石田 勝也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ハチパンの平成24年3月21日から平成25年3月20日までの第43期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハチパンの平成25年3月20日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。